

議案第16号

白井市西白井公民館、白井市西白井児童館及び白井市西
白井老人憩いの家の指定管理者の指定について

白井市西白井公民館、白井市西白井児童館及び白井市西白井老人
憩いの家の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法
律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求
める。

令和6年2月13日提出

白井市長 笠井 喜久雄

提案理由

本案は、白井市西白井公民館、白井市西白井児童館及び白井市西
白井老人憩いの家の指定管理期間が令和6年3月31日で満了とな
るため、4月1日から管理運営を行う指定管理者を指定したいので、
提案するものです。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
名 称 白井市西白井公民館
白井市西白井児童館
白井市西白井老人憩いの家
所在地 白井市清水口1丁目2番1号
- 2 指定管理者とする団体の名称及び所在地
名 称 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
代表理事 田嶋 羊子
所在地 東京都豊島区東池袋1-44-3
池袋ISPタマビル
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第16号資料

1 団体の概要

(1) 団体名 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター
事業団

(2) 代表者名 代表理事 田嶋 羊子

(3) 所在地 東京都豊島区東池袋1-44-3
池袋ISPタマビル

(4) 設立年月日 平成13年9月13日

(5) 資産の総額 6,531,015,650円

(6) 事業収入 15,989,835,877円
(過去3年平均)

(7) 従業員数 3,932人

(8) 業務内容

- ・指定管理者制度に関する公共施設の管理運営
- ・保育園、学童保育、児童館等の子育て支援施設の管理運営
- ・介護保険法に基づく介護予防事業
- ・高齢者、障がい者の生活支援事業や地域支援事業
- ・元気高齢者、生きがい創出事業
- ・若年無業者への自立就労支援事業
- ・生活保護受給者への自立就労支援事業
- ・公共制度と結んだ商店街活性化事業
- ・失業者への職業訓練事業
- ・その他、まちづくり、保健福祉に関わる事業、活動

(9) 類似施設等の指定管理運営実績

施設名	所在地	指定管理期間
白井市西白井公民館 白井市西白井児童館 白井市西白井老人憩いの家	白井市清水口	平成22年4月～ 現在に至る
白井市白井駅前公民館 白井市白井駅前児童館	白井市堀込	平成21年4月～ 現在に至る

白井市白井駅前老人憩いの家		
しろい市民まちづくりサポートセンター	白井市復	令和5年4月～ 現在に至る

2 指定の理由

指定管理者選定審査会の答申及びこれまでの当該施設の管理運営実績により指定したい。

3 指定の経過

(1) 募集経過

指定管理者の候補者の募集は、公募により実施した。

ア 募集方法

広報しろい6月15日号、市ホームページに掲載

イ 施設説明会

令和5年6月20日（1団体出席）

ウ 受付期間

令和5年7月10日から令和5年7月18日まで

エ 申請団体数（1団体）

労働者協同組合 1団体

(2) 指定管理者選定審査会の審査経過

令和5年7月18日 諮問

令和6年1月17日 プレゼンテーション審査、答申

(3) 指定管理者選定審査会での候補者の選定

サービス等の評価点数が、最低評価基準点である300点を上回っており、利用者のニーズに基づいたサービスの向上が期待できること、申請団体の経営状況に関する評価点数が基準点である20点を上回っており、申請団体の財務状況が健全であることから、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団を、白井市西白井公民館、白井市西白井児童館及び白井市西白井老人憩いの家の指定管理者の候補者として選定した。

(主な選定理由)

ア 白井市西白井複合センターの指定管理者として、過去1

3年間に渡り、大きなトラブルや事故なく運営できている実績が評価できる。

イ 日頃から、市民・地域との連携を意識しながら自主事業に取り組んでおり、今後も一層の市民サービスの向上が期待できること。

ウ 工夫された情報発信等によって、高い施設利用率につながっており、地域の人たちからの一定の支持を得ている。